

社会福祉法人 七和会 役員報酬規程

第1条 (目的)

この規程は、社会福祉法人七和会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

第2条 (定義)

本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

第3条 (報酬の体系)

- 1 役員の報酬は月額報酬の他、役員賞与および役員退職慰労金により構成する。
- 2 月額報酬は、常勤、非常勤の役員とも、役員報酬一本とし、手当等、他の給与は原則として支給しない。ただし、使用人兼務役員については、従業員分の給与と合わせて支給する。
- 3 乗用車による送迎役員または社有車の貸与を受けている役員以外の者には、前項の規定に関わらず、通勤に要する定期乗車券または回数券代相当の通勤費を支給する。

第4条 (決定方法)

- 1 月額報酬は評議員会及び理事会において決議する。
- 2 役員賞与を支給する場合、その決定方法は前項に準ずる。

第5条 (報酬の基準額)

- 1 月額報酬は、別表に定める額とする。

第6条 (非常勤役員の報酬)

- 1 非常勤役員の報酬は、その役員の社会的地位および法人への貢献度等を斟酌した上で、第4条に準じた方法で決定する。

第7条 (就任又は退任の場合の報酬の取り扱い)

- 1 計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割り計算等を行わず、1ヶ月分を支給する。

第8条 (長期欠勤者の報酬)

- 1 病気療養等のため、やむを得ない事情で長期欠勤中の役員報酬は、原則として任期中の従前の額とし、任期満了の時点で減額改定する。

第9条 (報酬の改定)

- 1 各役員の業績を評価して、別表に定める役位別基準額の範囲内で月額報酬の改定を行うことがある。

2 前項の評価・改定は原則として毎年1回、決算期の3ヶ月後の月に実施する。

第10条 (計算期間並びに支給日)

- 1 役員への月額報酬の支給計算の期間は毎月21日から翌月20日までとする。
- 2 役員への月額報酬(使用人兼務役員の使用人部分給与を含む)の支給日は毎月末日とする。

第11条 (控除金)

- 1 役員に支給する報酬から法人は、源泉所得税、社会保険料並びに会社の立替金を控除する。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

役員報酬規程別表

1 役員会出席報酬基準額

名 称	費用弁償(日額)
理事及び監事	3,000円
評議員	3,000円
評議員選任・解任委員	3,000円

※但し、法人及び事業所の職員を兼務する役員及び評議員には適用しない。

2 役員報酬基準額(第5条関係)

理事は勤務実態を鑑み俸給表による。また、監事は監事業務に従事した場合に支払う。

俸給表1

第1号	20,000円	第8号	350,000円
第2号	50,000円	第9号	400,000円
第3号	100,000円	第10号	450,000円
第4号	150,000円	第11号	500,000円
第5号	200,000円	第12号	550,000円
第6号	250,000円	第13号	600,000円
第7号	300,000円	第14号	650,000円

※但し、第1号から第7号までは理事であり管理者以外の者、第3号から第7号までは理事であり管理者でもある者に適用する。第8号から第14号は理事長に適用する。さらに実務経験を加えるものとする。

俸給表(実務経験) 2

第1号	5年以下	第8号	10年未満
第2号	5年以上10年以下	第9号	10年以上15年未満
第3号	10年以上15年未満	第10号	15年以上20年未満
第4号	15年以上20年未満	第11号	20年以上25年未満
第5号	20年以上25年未満	第12号	25年以上30年未満
第6号	25年以上30年未満	第13号	30年以上35年未満
第7号	30年以上	第14号	35年以上

監 事	10,000円(日額)
-----	-------------

3 役員の賞与の上限(第3条関係)

報酬月額×6

4 役員退職慰労金の算出要領(第3条関係)

報酬年額／12×役員係数×常勤在職年数 (但し、10,000,000円を上限とする)

上記算式において

1)「報酬年額」は、原則として退職時の年額とするが、その金額が既往の報酬年額を著しく

下回った場合は、既往の年額とすることができる。

2)「役員係数」は、退職時の役位により理事長2.5、理事1.5とする。